

我孫子市保育の実施基準

条例第2条の基準		保護者の状態			基準点数	
番号	類型	細目		適用		
1	居宅外労働	外勤	常勤		事業所に常時雇用されている場合	9
			パート等	7時間以上	時給、日給等の就労形態の場合	9
				6時間		8
				4時間以上		7
		自営 (農業を含む。)	本人	7時間以上	主な従事者の場合	9
				4時間以上		7
			協力者	7時間以上	業務の協力者として従事している場合	7
				4時間以上		6
		就労内定	就労内定		既に就労先が内定した場合	5
		求職中	就職先未定		求職のため日中外出を常態とする期間が1月以内の場合	3
2	居宅内労働	自営	本人	7時間以上	主な従事者の場合	9
				4時間以上		7
			協力者	7時間以上	業務の協力者として従事している場合	7
				4時間以上		6
		内職	7時間以上	メーカー又は直接需要者から依頼され自宅で物品の製造加工に日々従事している場合	6	
			4時間以上		5	
3	母親の出産	出産		出産予定日を含む月及びその前後2月間	9	
4	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね1月以上の入院の場合	10
			在宅療養	病床	疾病のため1月以上常時病床についている場合	10
				精神等	精神病又は感染症等長期安静加療を必要とする場合	8
				一般療養	おおむね1月以上安静加療を必要とする場合	6
		身体障害等	重度	身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、これと同程度と判断される場合	10	
			中度		7	
軽度	5					
5	病人の看護等	入院付添い		おおむね1月以上親族の入院に付き添っている場合	10	
		居宅内看護		同居親族の長期居宅療養等介護に当たっている場合	6	
		心身障害児(者)の介護		心身障害児(者)の介護、通園、通院等に付き添っている場合	6	
6	災害	震災、風水害、火災その他の災			10	

		害の復旧に当たっている場合	
7	前各号に類する状態（基準点数は調査により決定）		

調整 基準	世帯の特殊事情	母子家庭	父の死亡・離別・行方不明・拘禁等の場合	+ 2
		父子家庭	母の死亡・離別・行方不明・拘禁等の場合	+ 3
		生保家庭	生活保護法による被保護世帯の場合	+ 1
		同居者有	祖父母等同居の親族を有するが高齢（61歳以上）のため十分保育できない場合	- 1
	就労日数	月16日以上 20日未満の 場合	月の平均就労日数	- 1

注

- 1 この表の適用に当たり 1 ~ 7 の実施基準は、基準点数の高いものから順次入園を承諾する。
- 2 実施基準による保育ができない状態が同程度の場合には、低所得の者から順次入園を承諾する。